

各分娩機関管理者 様

鹿児島県国民健康保険団体連合会

出産育児一時金の見直し（制度改定）について

日ごろは本会出産育児一時金業務において、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、既にご承知とは思いますが、厚生労働省が出産育児一時金の見直しを決定したことにより、平成 27 年 1 月 1 日分娩分より出産育児一時金制度に係る金額が一部変更されます。

つきましては、本改定に対応した出産育児一時金請求用ソフトを再配布いたしますので、当該ソフトをご利用中の各分娩機関の皆様方におかれましては、お手数をおかけいたしますが、平成 27 年 1 月 10 日受付分の請求データ作成前までに再度インストールのうえ、ご請求いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定内容について

(1) 産科医療補償制度の補償対象基準および掛金の変更

- ①産科医療補償制度の補償対象となる脳性まひにおける審査基準（一般、個別）の変更
- ②産科医療補償制度掛金を 3 万円から 1.6 万円に引き下げ

(※) 詳細は別添「平成 26 年 7 月 17 日付厚生労働省医政局総務課事務連絡」を参照ください。

(2) 産科医療補償制度掛金の変更に伴う出産育児一時金支給額の変更

①産科医療補償制度対象分娩に係る総支給額

改定前) 42 万円 (39 万円+加算額 3 万円) 改定後) 42 万円 (40.4 万円+加算額 1.6 万円)

②産科医療補償制度対象外分娩に係る総支給額

改定前) 39 万円 (39 万円+加算額なし) 改定後) 40.4 万円 (40.4 万円+加算額なし)

2. 出産育児一時金請求用ソフトの再インストール等について

(1) インストール資材の入手方法

本年 11 月 28 日（金）までに国民健康保険中央会ホームページ (<http://www.kokuho.or.jp/>) にインストール資材を掲載いたしますので、当該サイトから資材一式をダウンロードしていただき、別添「出産育児一時金請求用ソフトアップデート（データ移行）マニュアル」をご参照のうえ、必ず平成 27 年 1 月 10 日受付分の請求データ作成前までに再度インストールをしてください。

本改定に対応したソフトで作成した請求データでない場合、正しくない請求データが作成される可能性があり、結果として返戻せざるを得ない場合が生じますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

(2) 掲載場所

国民健康保険中央会ホームページ (<http://www.kokuho.or.jp/>)

→トップページ右下のトピックス欄

→最下段「出産育児一時金請求用ソフト」

(3) 動作保証対象 OS の拡大

本改定への対応に合わせて、従来は動作保証していなかった OS (オペレーティングシステム) について、動作確認をしております。

① 従来の対応 OS (動作保証) は以下の3つ

WindowsXP (※)、WindowsVista (32bit)、Windows7 (32bit)

② 改定後の対応 OS (動作保証) は以下の5つ (下線が追加対応されたOS)

WindowsVista (32bit)、Windows7 (32bit)、Windows7 (64bit)、Windows8 (64bit)、Windows8.1 (64bit)、

(※) WindowsXP は提供元であるマイクロソフトが既にサポートを行っていないことから改定後のソフトからは動作保証対象外とさせていただきます。

3. 再インストールにおける不明点等のお問合せ先について

出産育児一時金請求用ソフトの再インストール作業において不明点等があった場合は、お手数をおかけしますが以下のアドレスまで電子メールにてお問合せいただきますようお願いいたします。

○出産育児一時金請求用ソフト専用ヘルプデスク

e-mail : syussan-help@mizuho-ir.co.jp

対応時間 : 平日9時～17時30分 (土・日、祝日を除く)

(※) お問合せの際は、所在地の都道府県と医療機関等名称をお知らせください。

審査管理課 調整係 担当 火野坂・前野 電話番号 : 099-206-1038 FAX : 099-206-1085
